

前橋市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の改正について（議案第
1 2 3 号）

スポーツ課

1 改正の理由

前橋市広瀬スポーツ・カルチャーセンターを構成する施設としてビーチコートを加え、当該施設の使用料を定める。

2 主な内容

ビーチコートの使用料は、次のとおりとする。

区分		使用料				
		6 時～ 9 時	9 時～ 1 2 時	1 2 時～ 1 5 時	1 5 時～ 1 8 時	時 間 外 （ 1 時 間 当 た り ）
占有利用	全面	6, 000 円	6, 000 円	6, 000 円	6, 000 円	2, 000 円
	半面	3, 000 円	3, 000 円	3, 000 円	3, 000 円	1, 000 円
個人利用	一般	1 人 1 回につき 310 円				—
	中学生以下	1 人 1 回につき 100 円				—

3 施行期日

市規則で定める日